

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
収集業務管理システム 保守及び運用サポート 業務	R4. 4. 1	(株)ゼンリン	1, 845, 800	収集業務管理システムを製作したもの以外の者に施行させた場合、 システム等の使用に著しく支障が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局業務課 (Tel: 595-6141)
神戸市容器包装プラス チック中間処理業務 (妙賀山クリーンセン ター及び東クリーンセ ンター分)	R4. 4. 1	大栄環境(株)	34, 000円/t	現在、市内で当該中間処理業務が実施可能な一般廃棄物処理の許可 施設を有した事業者は、現行事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局業務課 (Tel: 595-6141)
神戸市容器包装プラス チック中間処理業務 (布施畑環境センター 分)	R4. 4. 1	神港衛生(株)	30, 500円/t	現在、市内で当該中間処理業務が実施可能な一般廃棄物処理の許可 施設を有した事業者は、現行事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局業務課 (Tel: 595-6141)
大阪湾広域廃棄物埋立 処分場整備事業建設委 託	R4. 4. 1	大阪湾広域臨海環境 整備センター	38, 380, 000	広域臨海環境整備センター法 (昭和56年法律第76号) に基づいて設 立された団体と基本協定書に基づき契約するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局業務課 (Tel: 595-6102)
長尾山排水処理施設維 持管理業務	R4. 4. 1	重環オペレーション 株式会社	25, 663, 000	埋立処分場浸出水処理施設に関する高度な技術力かつ豊富な経験を 有すため (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局施設課 (Tel: 595-6121)
布施畑排水処理施設維 持管理業務	R4. 4. 1	重環オペレーション 株式会社	29, 216, 000	埋立処分場浸出水処理施設に関する高度な技術力かつ豊富な経験を 有すため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局施設課 (Tel: 595-6121)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

淡河排水管理施設維持管理業務	R4. 4. 1	神鋼環境メンテナンス株式会社	29,920,000	埋立処分場浸出水処理施設に関する高度な技術力かつ豊富な経験を有するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局施設課 (Tel: 595-6121)
昭和環境(株)鍋谷処分場における排水処理施設等の維持管理業務	R4. 4. 1	シンセイ(株)	4,668,512	本業務は、専門的な知識・技術が必要であり、当該処理施設を施工した当該業者と契約しなければ、契約の目的を達成できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局環境保全課 (Tel: 595-6189)
令和4年度ニホンイシガメの保全に向けた生態調査業務	R4. 4. 1	株式会社自然回復	4,598,000	当該事業者は、令和2年度に、あいな里山公園に生息しているニホンイシガメとクサガメに発信機等を装着し、利用環境や行動範囲等の生態を把握する調査を実施した。 また同事業者は、令和3年度には、これらの調査によって得られた知見を踏まえて、試験的に発信機を装着したニホンイシガメの導入・追跡調査を実施しているところであり、効果を検証するためには、さらなる個体の導入及び継続した調査を同じ技術レベルで行っていく必要がある。このため、本調査を実施できるのは、令和3年度の調査業務を受託し、発信機の管理及び追跡調査を実施している委託先候補事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (Tel: 595-6216)
環境DNA分析(網羅的解析)による海域の魚類生息状況調査業務	R4. 4. 1	公益財団法人ひょうご環境創造協会	2,500,000	神戸市環境局では、国立大学法人神戸大学と「国立大学法人神戸大学大学院人間発達環境学研究科と神戸市環境局との環境DNA分析による生物調査及び研究に関する覚書」を締結している。 委託先候補事業者は、本研究分野に先駆的に取り組んでいる神戸大学(源准教授)と環境DNA分析による生物調査方法に関する共同研究契約を締結している兵庫県内唯一の事業者であり、源准教授から随時指導・技術提供等を受けることが可能である。 また、委託先候補事業者は、平成30年度以降、環境DNA分析に関する業務を受託しており、良好な成果を上げている。 これらのことから、当該業務を実施できるのは、委託先候補事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (Tel: 595-6216)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

<p>令和4年度 ニホンジカによる生態系等への影響調査業務</p>	<p>R4. 4. 1</p>	<p>株式会社野生動物保護管理事務所</p>	<p>24,229,700</p>	<p>本業務は、令和3年度に引き続き、本市及びその周辺におけるニホンジカの分布状況を把握し、六甲山系へのニホンジカ侵入・定着を防止するための施策を検討することを目的としており、ニホンジカの生息状況、移動経路及び行動の把握等に係る調査については、専門的な知識及び経験によるところが大きい。 本候補者は、高度な技術や知識が必要なニホンジカ低密度生息下における捕獲や分布調査等を実施可能な高い専門性を有しており、令和元年度から環境局の生息実態調査業務を、令和2年度から経済観光局の捕獲調査業務を実施してきている。 令和4年度の業務であるニホンジカの行動把握においては、令和3年度にGPS首輪を装着したメス個体を対象に継続した追跡調査を同じ技術レベルで行い、令和元年度から令和3年度にかけて実施したオス個体のGPS首輪による追跡調査の結果と合わせて解析する必要がある。また、六甲山系におけるニホンジカの侵入・定着リスクを評価したマップの作成においても、令和4年度に行う調査やこれまでの調査結果と関連付けて解析する必要があり、過年度と同じ技術レベルでの継続調査やこれまでの業務により蓄積した委託先候補の事業者が保有する知見やノウハウが不可欠である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>環境局自然環境課 (Tel: 595-6216)</p>
-----------------------------------	-----------------	------------------------	-------------------	--	--

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

スマートフォンアプリを活用した市民参加型生物調査業務	R4. 5. 20	株式会社バイオーム	1,485,000	本業務の目的を達成するには、ツヤハダゴマダラカミキリ等の分布情報データを効率的かつ大量に入手する必要があり、そのためには、より多くの情報が収集できる市民参加型生物調査が適していると考え。また、市民参加型生物調査の方法として、多くの市民が参加可能なスマートフォンの生物同定アプリを活用するのが、効果的・効率的であるが、使用するアプリは、精度が高く調査結果が信頼できるものを選定する必要がある。 委託先候補事業者は、スマートフォンで撮影した生物の種類をAIで同定し、位置情報を含めたデータを投稿できるスマートフォンアプリ「Biome」を開発している。Biomeは、①独自のアルゴリズムによる種同定AI（特許第6590417）を実装しており、専門的な知識が無くても精度が高い生物調査を行うことができ、②国内の生物種のほぼ全てを網羅する約9万5千種に対応したデータベースを収録し、種の特徴等を記載した図鑑機能があり、投稿の際の参考とできる、③クエストというイベント機能があり、ゲーム感覚での市民の参加を促し、生物情報を集積することができるなどの優れた特徴を有し、Biomeを活用した生物調査を環境省、大阪府、東京都足立区等の行政機関においても実施されている。現在、このような機能を有する日本語のスマートフォンアプリは、Biome以外には無い。 以上より、本業務を多くの市民の参画の下、効果的・効率的に実施し、有効な調査結果を得ることができるのは、委託先候補事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (Tel: 595-6216)
令和4年度里地里山の生物多様性向上に向けた整備及び生態系サービスの評価に係る調査研究	R4. 5. 25	国立大学法人神戸大学	6,000,000	本業務は、生物多様性の向上の取り組みを進めるにあたり、現地調査や環境DNA調査等の生物調査や生態系サービスの評価等、研究的要素を含む非常に専門性が高い業務である。 委託先事業者には、本業務を進めていくために有用な知見やノウハウ等を有する各分野の専門家が在籍し、令和3年度の晩秋から冬にかけて生物調査や生態系サービスのための調査等を行い、令和4年度に実施する調査と関連づけて取り組む必要があり、引き続き同じ技術レベルで実施する必要がある。さらに、各分野の専門家が有する情報の共有や連携を密に図りながら業務を進めていく必要もあり、本業務を実施できるのは、このような専門家を有する委託先事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (Tel: 595-6216)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

淡水域におけるブルーカーボンの評価並びに生態系に与える影響に係る調査研究	R4. 6. 10	国立大学法人神戸大学	2, 200, 000	本業務は、国内初となる淡水域におけるブルーカーボンの評価と生態系に与える影響を調査するという非常に高い技術や知見が求められるものであり、湖沼や貯水池などの淡水域における水質調査や沿岸域の生態系と水質の関係を国内で唯一研究されている神戸大学の中山教授の深い知見により、評価に有効なデータの収集とともに、生態系を維持・回復を目指す環境保全活動に繋げることが可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (Tel: 595-6216)
埋立地環境調査	R4. 6. 13	八千代エンジニアリング株式会社	3, 839, 000	調査地の内部構造や過年度調査結果を熟知した唯一の事業者であるため (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局施設課 (Tel: 595-6121)
供物等積込運搬業務	R4. 8. 2	神戸市生活環境事業協同組合	6, 545, 000	供物の処理業務は、市内12会場の広域にわたり一斉に実施するため、短期一時に多量の機材と人員が必要になる。 当該業務は、各会場において参加者が持ち込んだ多くの供物を飛散させず大量に搬出するため、コボレーンを設置した10tトラックが必要になる。また、供物は市内のクリーンセンター及び布施畑処分場へ通常の処理時間外に運搬するため、迅速かつ効率的に業務を履行する必要があるが、廃棄物収集運搬処理事業を行っている地元企業では前述の10tトラックの調達ができないため、共同で機材調達の可能な同組合へ随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局業務課 (Tel: 595-6143)
PCB廃棄物処分業務	R4. 8. 15	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	9, 178, 400	当該廃棄物（高濃度PCB廃棄物）の処理業者が国内ではJESCOのみのため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局環境保全課 (TEL: 595-6191)